

小規模個人再生における住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決と信義則に反する行為

河野 憲一郎

（最決平成二九年一月九日第三小法廷決定、再生計画認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件、平成二九年（許）第一九号、抗告棄却、民集七一巻一〇号二六三二頁、判時二二六八号一八頁、判タ一四四七号三六頁、金法二〇七五号六四頁、金判一五二五号八頁）

【事実】

税理士であるX（再生債務者・相手方・（許可抗告）原告人）は、平成二五年二月、顧客であるY（原告人・（許可抗告）相手方）から債務不履行にもとづく損害賠償請求訴訟を提起され、その控訴審において、平成二八年四月、Xに対して、Yに約一

一六〇万円および遅延損害金を支払うよう命ずる判決が言い渡され、同判決はその頃確定している（以下、同判決によって確定した損害賠償債権を「本件損害賠償債権」という。）。

また、Xは、平成二五年一月二月、その所有する土地建物について、Xの実弟であるAのXに対する平成一一年一〇月一〇日付け金銭消費貸借契約にもとづく二〇〇〇万円の貸付債権（以下「本件貸付債権」という。）を被担保債権とする抵当権を設定した旨の仮登記（以下「本件仮登記」という。）を経由しているが、平成二八年八月二六日、同仮登記の抹消を経由した。

Xは、平成二八年九月七日、東京地方裁判所に対して、民事再生手続開始の申立てをし、同月二〇日、再生手続開始の決定

を受けた。上記申立てに当たりXが提出した債権者一覧表には、前記土地建物について、順位一番の抵当権が設定され、その旨の登記の経由された住宅ローン債権（以下「本件住宅ローン債権」という。）のほか、本件貸付債権および本件損害賠償債権を含め、再生債権の額または担保不足見込額の合計が約四〇二七万円となる債権が記載されていた。

Yは、債権届出期間内に、再生債権の額を約一三四五万円として本件損害賠償債権の届出をした。Aは、上記届出期間内に本件貸付債権の届出およびこれを有しない旨の届出をせず、民事再生法二二五条により、上記債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなされた。本件貸付債権および本件損害賠償債権について一般異議申述期間を経過するまでにXおよび届出再生債権者から異議が述べられなかったことから、AおよびYは、民事再生法二三〇条八項により、届出再生債権の額に応じてそれぞれ議決権を行使することができるとされた。本件再生手続における議決権者はYおよびAを含む一〇名であり、議決権者の議決権の総額は約三七〇五万円であった。

平成二八年一月二十九日、Xは、再生裁判所に対して、本件住宅ローン債権につき住宅資金特別条項を定めた上で、本件住宅ローン債権を除く再生債権につき九〇％の免除を受け、これを分割返済する旨の再生計画案（以下「本件再生計画案」という。）を提出した。

再生裁判所は、平成二八年一月二十七日、本件再生計画案を決議に付する決定をし、Yのみが同裁判所が定めた期間内に本件再生計画案に同意しない旨の回答をした。本件再生計画案は、同意しない旨を回答した議決権者の数が議決権者総数の半数に満たず、かつ、当該議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えないとして、法二三〇条六項により可決されたものとみなされた。

原々審（東京地決平成二九年一月十九日民集七一巻一〇号二六四二頁参照）は、可決された再生計画（以下「本件再生計画」という。）につき認可の決定をした。この認可決定に対して、Xが即時抗告。Xは、原審において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められたが、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出していない。原審（東京高決平成二九年五月三〇日民集七一巻一〇号二六四二頁参照）は、Xが実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどの信義則に反する行為により本件再生計画案を可決させた疑いが存するので、本件貸付債権の存否を含め信義則に反する行為の有無につき調査を尽くす必要があるとして、原々決定を取り消し、本件を原々審に差し戻した。

これに対して、Xが許可抗告申立て。抗告理由は、本件貸付債権は民事再生法二三〇条八項という無異議債権であるから、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては本件貸付債権が存在す

小規模個人再生における住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決と信義則に反する行為

ることを前提に判断することを要し、本件の事実関係の下において、本件貸付債権の存否について調査をする必要があるとして、原々決定を取り消した原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法がある、というものであった。

【決定要旨】 抗告棄却。

(一) 「民事再生」法三二条が、小規模個人再生において、再生計画案が可決された場合になお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的（法一条）を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものであると解される。そうすると、小規模個人再生における再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合に適用される法二〇二条二項四号所定の不認可事由である『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫、又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である（最高裁平成一九年許第二四号

同二〇年三月一三日第一小法廷決定・民集第六二巻三号八六〇頁参照）。

そして、上記の趣旨によれば、小規模個人再生において、再生債権の届出がされ（法二二五条により届出がされたものとみなされる場合を含む）、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかったとしても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たると否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができるものと解するのが相当である。

(二) 「これを本件についてみると、Xは、本件再生手続に係る再生手続開始の申立てに当たり、債権者一覧表に本件貸付債権を記載して提出し、本件貸付債権は再生債権の届出をしたとみなされたものである。しかしながら、本件貸付債権は、Xが本件再生手続に係る再生手続開始の申立てより一六年以上前にその実弟であるAから二〇〇万円の貸付けを受けたことにより発生したというものであり、本件仮登記が經由されたのは、別件訴訟の提起後で上記貸付けの時から一四年以上を経過した平成二五年二月であって、Xは、原審において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められながら、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出していないなど、本件貸付債権が実際には存在しないことをうかがわせる事情がある。そして、本件貸付債権については一般異議申述期間内に異議が述

べられなかったため、Aは議決権の総額の二分の一を超える議決権を行使することができることとなり、本件再生計画案が可決されるに至っている。

以上の事情によれば、本件においては、Xが、実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして本件再生計画案を可決に至らしめた疑いがあるといふべきであつて、Xが再生債務者として債権者に対し公平かつ誠実に再生手続を進行する義務を負う立場にあることに照らすと（法三八条二項参照）、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた疑いが存するといえる。しかるに、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かについて、本件貸付債権の存否を含めた調査は尽くされていない。

(三) 「本件再生計画を認可した原々審の判断は不当であるとして、原々決定を取り消し、更に審理を尽くさせるため本件を原々審に差し戻した原審の判断は是認することができる」。

本内道祥裁判官の補足意見

「1 信義則に反する行為の主体

本件の争点は、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてなされたか否かであるが、法廷意見が再生債務者であるYに債権者に対する公平誠実義務があることを指摘しているように、信義則に反する行為の主体が債務者であることが本件の

要素であ〔る〕……。

小規模個人再生においては、債務者による債権者一覧表への再生債権の記載が債権者による債権届出とみなされ（法二二五条）、債権者が再生計画案に不同意を表明しなければ同意として扱われる（法二三〇条六項）ため、債権者の関与がなくても債務者の行為だけによって再生計画案の可決がもたらされることがあり得る。本件はそのような事案であり、XがAの債権を債権者一覧表に記載し、議決権の過半数を占めることとなったAから不同意の表明がなかった結果、本件再生計画案が可決されるに至った。本件は、この点について、Xに信義則に反する行為があるといえるか否かを問題とするものである。

2 手続内確定と信義則違反

……本件貸付債権は、Yが異議を述べず手続内において確定している〔が〕……、手続内で確定していることは、Xの債権者一覧表への本件貸付債権の記載などの行為が信義則に反する行為と判定することの妨げとなるものではない。……

(1) 手続内確定の意味

通常再生手続では、再生計画の認可、不認可、再生手続の廃止、再生計画の取消しの各場合を通じ、再生債権者表への記載が実体的確定であつて、確定判決と同一の効力を持ち、その記載により強制執行をすることができる（法一八〇条、一八五条、一九五条六項、七項、一八九条八項）。これに対して、個人再生手続においてはそのような効力がないために、再生債権の手

小規模個人再生における住宅資金特別条項を定めた再生計画案
の可決と信義則に反する行為

続内確定といわれているが、手続内確定とされることに積極的な意味が付与されているわけではなく、債権届出（みなし届出も含む）、異議申述、評価という手続が設けられており、基準債権（議決権を含む）はその手続によって定まり、それ以上の不服申立手続が設けられていないことをいうにすぎない。Xの信義則に反する行為による再生計画案の可決という不認可事由を主張することの可否についてまで、その効力を及ぼすものではない。

(2) 再生計画取消しの事由との関係

……債務者の行為により存在しない債権による議決権行使がされ、それが不正の方法による再生計画の成立に該当すること事由として再生計画取消しの申立てがされた場合、……知った時から一月以内で、かつ、認可決定の確定後二年以内であれば、その事由による再生計画取消しの申立てをすることができ（法一八九条二項）。ここでは、再生債権者が債権の不存在を知らなかった以上、債権調査で異議を述べなかったことは問題とされない。

……債権調査で異議を述べなかった再生債権者も、再生計画取消しの申立てにおいて、債務者の行為による議決権行使が不正の方法に該当することを主張できるのであるから、再生債権者の再生計画の不認可事由があるとの主張を、債権調査で異議を述べなかったことを理由として制限することは相当でない。

(3) 破産手続との関係

……免責手続では、実在しない債権を債権者名簿に記載して債権者に対する配当を減少させようとする行為は、債権者を害する目的の債権者名簿の虚偽記載として免責不許可事由（破産法二五二条一項七号）に該当するが、免責許可・不許可については、債権者が虚偽債権に対して債権調査で異議を述べたか否かは斟酌されることはない。

【評釈】決定要旨に賛成。

一 本決定の意義

小規模個人再生の手続においては、再生債務者等が作成・提出した再生計画案について、裁判所が定める期間内に再生計画案に同意しない旨を回答した議決権者が議決権者総数の半数に満たず（頭数要件）、かつ、その議決権の額が議決権者の総額の二分の一を超えないとき（議決権額要件）には、再生計画案の可決があったものとみなされる（民再二三〇条六項）。この場合、再生裁判所は、民事再生法二二三条二項各号の定める不認可事由が存する場合に不認可決定をなすが（民再二二二条一項）、そのほかに、再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものであるときは、民事再生法二二〇条二項各号の定める不認可事由の存する場合にも不認可の決定をする。本決定は、民事再生法二〇二条二項四号所定の不認可事由である「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」には、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含ま

れるところ、その存在の裏付けが乏しいばかりでなく、みなし債権届出制度によって届出債権となった再生債権が、無異議債権として手続内確定し、その結果、現実の議決権の行使はないにもかかわらず、消極的同意要件により再生計画案の可決があつたとみなされる場合について、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出に係る諸般の事情を考慮することができるとの判断を最高裁が示したものである。¹⁾

再生手続の中でもっとも多く利用されている小規模個人再生の手続自体に関し最高裁が初めて判断を示した事案であり、かつ、これまで必ずしも明らかではなかった虚偽の債権届出と手続内確定の関係について一定の判断を示したものであつて、実務上のみならず、理論上もきわめて重要な意義を有する。

二 先例・学説

1 判例・裁判例

(1) 通常の再生手続における民事再生法一七四条について、本決定も引用する先例として、①最決平成二〇年三月一三日民集六二卷三号八六〇頁がある。事案は、経営の破綻したX社の代表取締役CとXの関連会社であるEがXに対して債権を持つていたところ、一部債権者にとっては、Xが民事再生手続を利用するよりも破産した方が、債権回収には実質的に有利という

事情があり、Xが再生手続の開始申立てをしても、債権者のうちのXの関係者の同意しか得られず、再生計画案が可決されないことが見込まれていた中で、Cが、AおよびBに債権を譲渡し、かくて、CのほかAとB、およびE社が本件再生計画案に同意する旨の議決権を行使したことによって、賛成4、反対3で、頭数要件も満たすことができ、再生計画案が可決されたというものである。再生裁判所(原々審)は、可決された再生計画案につき、不認可事由なしと認可したところ、最高裁は、次のように述べて、これを不認可とした原審決定を支持した。すなわち、「民事再生」法一七四条が、再生計画案が可決された場合においてなお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的(法一条)を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものである(法三八条二項参照)。……Xの債権者(七名)のうち……(Xの関係者四名を除く三名)にとつては、Xが民事再生手続を利用する方がXにつき破産手続が進められるよりもXに対する債権の回収に不利であり、Xが再生手続開始の申立てをして本件再生計画案を提出しても、……本件再生計画案は可決されることが見込ま

れていた(のであり)……そうすると、本件再生計画案は、議決権者の過半数の同意が見込まれない状況にあったにもかかわらず、……回収可能性のない債権の一部が譲渡され、……議決権者の過半数を占めることによって可決されたものであって、本件再生計画の決議は、……再生債務者であるXらの信義則に反する行為によって成立するに至ったものといわざるを得ないと。

この先例は、(i)民事再生法一七四条が、再生計画案の可決に加えて再生裁判所の認可の決定を要するものとしている趣旨を明らかにし、これとの関連で、(ii)不認可事由の一つである「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」(民再一七四条二項三号)に、再生計画案の可決が信義則に反する行為にもとづいてされた場合も含まれるとの解釈を示し、かくて、(iii)議決権者の過半数の同意が見込まれない状況にあったにもかかわらず、回収可能性のない債権の一部が譲渡され、議決権者の過半数を占めることによって可決された場合には、再生計画の決議が、再生債務者の信義則に反する行為によって成立するに至ったものであるとの準則を示したものである。

(2) 小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案との関係では、②本件原審決定が挙げられる。同決定は、「法二二二条一項により適用される二〇二条二項四号所定の『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、……再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいて

された場合も含まれる……(①決定)」とし、再生計画を成立させるべく、「Xが、Aの債権が実在しないのに意図的に債権者一覧表に記載し、みなし届出の効果により確定させたのであれば、これは、信義則に反する行為というべきである」とした。ちなみに、ここでは民事再生法三八条二項の公平・誠実義務への言及はない。

2 学説

本件の争点について、学説上の議論は全くと言ってよいほどなされてこなかったが、民事再生法一七四条二項三号の「決議における不正」の意義に関する議論と、公平・誠実義務につき、再生計画案を作成し、その認可決定を得る段階におけるそれに焦点を当てた議論を、今一度振り返っておくことが有益である。

(1) 「決議における不正」をめぐる学説

民事再生法一七四条二項三号について、民事再生法の立案事務担当者の解説によれば、これは旧和議法五一条三号と同一であり、かつ旧会社更生法二二三条一項三号の要件を消極要件に改めたものに相当すると説明されている³⁾。

かくて、民事再生法下の学説でも、一般的には、旧会社更生法の代表的な注釈書⁴⁾の具体例を引用し、「再生債務者または第三者が、再生債権者に対して詐欺・脅迫をし、または賄賂その他の再生計画の条件によらない特別な利益を与え、あるいは与える約束をするなどして、計画案に賛成させ、期日に欠席させ、

または虚偽の債権を届出させること」と説明されてきた。⁵⁾ もつとも、これに対しては、法一七四条二項三号の解釈として、次のように説く注目すべき見解もあった。すなわち、同条は、一号とは別に、決議に不正がないことを独立の要件としているが、これは、決議は関係人の交渉が最終的に収斂する場であり、再生手続の中でもとりわけ重要な意義を有するので、単に法の定め形式的に合致するだけでは足りず、あらゆる意味で不正があつてはならないという趣旨を明らかにするためである、したがつて、本号にいう「不正の方法」とは、信義誠実に反するあらゆる行為を指す、というのである。具体的には、再生債務者または第三者が、再生債権者に対して利益を与え、あるいは与える約束をするなどして、計画案に賛成させ、期日に欠席させ、または虚偽の債権を届出させるなどがこれにあたるという。この学説は、裁判所による再生計画の認可または不認可の決定は、当事者の私的自治に対する後見的な審査・監督という意義を有すると指摘し、このような審査・監督が必要とされる理由としては、(i)再生計画案に同意しない少数者である再生債権者の利益の保護、(ii)不正または不当な再生計画により再生債権者全体の利益が害されることの防止、(iii)再生の目的を達成しないような計画の実施から生ずる社会的な不経済の回避などが考えられるとする。⁷⁾

平成二〇年最決の事件を契機に議論は進展し、後者の見解を展開して、信義則に反する場合としての「不正の方法」の一類

型として、「債権者が債権の存在を水増しするような場合」を挙げるものや、「決議を左右させる主観的意図」のもと、「無」から有が生ずるがごとく水増しとも言える手法により」行われた場合に限定する見解も出された。こうした中、虚偽の債権届出のケースについて、これは債権調査・確定段階の問題であり、いったん確定した以上（あるいは裁判所が議決権行使を認めた以上）、それにもとづく決議も有効と解さざるを得ないのではないかという問題意識が提起されるようになっていたのが注目される。¹⁰⁾

もつとも、これらの議論は、あくまでも通常の再生手続の議論であつた。個人再生においては、事件が類型的に小規模であることから、手続の簡易迅速を重視して、手続内で確定させるのは再生債権者の議決権額のみとし、そのため決定手続限りで確定させるものとして、確定手続を通常再生と比べて軽いものとしている点¹¹⁾が、さらに問題となる。

(2) 再生債務者の公平・誠実義務と「決議における不正」

民事再生法三八条二項の公平・誠実義務は、再生手続の様々な局面で発現するところ、再生計画案を作成し、その認可決定を得るまでの局面との関係で、その内容を明確に論じる見解がある。¹²⁾

この見解は、まず、再生債務者は、再生計画案を作成するにあたり、再生計画で定められるべき事項（民再一五四条）を遵

守する必要があるが、これに加えて法三八条二項により、「債権者に対し、公平かつ誠実に」対処しなければならぬ義務を負うことを確認する。その際、この債権者に対する「配慮義務」は、単に〈計画案の内容に関する事項〉だけではなく、〈計画案の承認決議に至る手続に関する事項〉にも及ぶとし、計画案の承認に至る過程で、債権者に対する公平・誠実な取扱いに反する手続がなされた場合、その再生計画案は、たとえ承認手続で可決されたとしても「不正の方法によつて成立するに至った」場合（民再一七四条二項三号）に該当し、認可されえない、という。また、再生計画が認可された後は、再生債権者は速やかにもつぱらこの計画に沿つて事業を継続し、債務の弁済を行うことが主要な任務となり（民再一八六条）、再生管財人または監督委員が選任されていない事件では、再生計画の認可決定が確定すると、再生裁判所は再生手続を終結しなければならない（民再一八八条一項）、この場合であっても、再生計画の履行が完了するまでは、債務者は本条の定める債権者に対する公平・誠実義務を負うともいふ¹¹⁾。

この見解が、公平・誠実義務と不公正な決議による不認可の関連を明確に述べるとともに、債務者は、再生計画の履行が完了するまで公平・誠実義務を負っていると指摘している点は、非常に意義深い。ただし、第一に、私的自治に委ねられた決議の手続と認可段階での裁判所の後見的審査・監督の関係を明らかにしているからであり、第二に、再生計画手続の構造と債務

者の法的地位ないしこの者の負っている義務との関連を示唆するものだからである。

三 検討

1 決定要旨の分析

まず、本件法廷意見の構造を見てみよう。法廷意見は、「法三二一条が、小規模個人再生において、再生計画案が可決された場合になお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした」趣旨は、「再生計画が、……法の目的（法一条）を達成するに適切しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものである」という。このような趣旨に鑑みて、(i)「小規模個人再生における再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合に適用される法二〇二条二項四号所定の不認可事由である『再生計画の決議が不正の方法によつて成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫、又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である」とし、(ii)住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断にあたっては、「無異議」再生

債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮する」ことができる、とする。これが、本決定の基本的な構造である。関連して、二点指摘しておく。

第一に、再生裁判所には、決議に対する大きなコントロール権限が与えられているが、その際に梃子となっているのは、法三八条二項の公平・誠実義務だということである。このことは、最高裁が、「以上の事情によれば、本件においては、Xが、実際に存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして本件再生計画案を可決に至らしめた疑いがあるというべきであって、Xが再生債務者として債権者に対し公平かつ誠実に再生手続を進行する義務を負う立場にあることに照らすと（法三八条二項参照）、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた疑いが存する」としている点に読み取ることができる。ちなみに、この公平・誠実義務の指摘は、原審判断の中にはなく、最高裁によってはじめて提起されたものである。

第二に、ここでは、再生計画案の可決との関係で、言い換えれば、議決権との関係で、債権の存否が問題とされている。すなわち、木内裁判官の補足意見にあるように、「小規模個人再生においては、債務者による債権者一覧表への再生債権の記載が債権者による債権届出とみなされ（法二二五条）、債権者が再生計画案に不同意を表明しなければ同意として扱われる（法二二〇条六項）ため、債権者の関与がなくても債務者の行為だ

けによって再生計画案の可決がもたらされることがあり得る。本件はそのような事案であり、XがAの債権を債権者一覧表に記載し、議決権の過半数を占めることとなったAから不同意の表明がなかった結果、本件再生計画案が可決されるに至った。これは、法廷意見のいう「当該再生債権の届出等に係る諸般の事情」であり、また、木内補足意見が詳しく展開しているところでもある。

個人再生においては、手続の簡易迅速を重視して、手続内で確定させるのは再生債権者の議決権額のみとし、そのため決定手続限りで確定させるものとしている。すなわち、個人再生における再生債権の調査・確定の手続を経ても、なおそれによつては個々の再生債権の存否・額という実体的内容には不可争性は与えられず、変更された債権弁済期間満了後に、再生手続外で通常の訴訟手続により手続内での確定結果とは異なる主張をする余地を認め、むしろ再生手続外での訴訟による確定結果を個人再生における弁済の態様に反映させる可能性を認めている（民再二三三一条三項但書）。ここでは手続は通常再生の場合と比して簡素化されており、それゆえに議決権の操作の恐れがより強く生じるのであり、再生債務者にはそうした疑いを抱かせないように細心の注意を払うべきことが、また裁判所には後見の立場からのコントロールが、強く求められている。最高裁が、あくまでも「疑い」に言及し職権調査を強調するのは、この趣旨とみるべきである。

2 本決定の位置付け

通常再生に関する民事再生法一七四条二項三号の不認可事由につき、平成二〇年最決は、再生計画案の可決が信義則に反する行為にもとづいてされた場合も含まれることを明らかにしたところ、本決定は、小規模個人再生において住宅資金特別条項が定められた場合の再生計画不認可事由につき、この一般命題を踏襲した上で、具体的適用例の一つを示した。

本件の争点は、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてなされたか否かであり、これと公平・誠実義務違反との関係が問題とされた。これに対しては、そもそも個人再生手続においては、再生債権者が他の再生債権者の再生債権ないし議決権の存否につき異議を述べる場合には、異議申述期間に異議を申述し、債権評価手続によりその存否が確定されるべきところ、本件では、Yが異議を何ら申述しなかったため、Aの再生債権ないし議決権は手続内において確定しているものであり、そうだとすると、Yの主張は、この確定手続の蒸し返しにほかならないとの見方も成り立ち得る。しかし、最高裁はそのような理解には与しなかつたのである。しかも、決定要旨は、「再生計画が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては」と述べ、法命題としての規準性を志向した文言となっている。

かくして、本決定は、民事再生法二〇二条二項四号所定の不認可事由である「再生計画の決議が不正の方法によって成立す

るに至ったとき」に関して問題となる「再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合」についての判断の準則を示したものとして理解できよう。

3 本決定の評価

(1) 本件最高裁判断はきわめて妥当なものであるが、とりわけ法廷意見には、なお分りにくい点もある。本件は、虚偽債権と疑われる債権のみなし届出によって議決の操作が行われたと疑われる事案であり、再生債務者の公平・誠実義務を梃子に、不認可事由を審査するにあたって当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮する必要性が問題となったものである。このことは再生債権確定手続の基本的な構造との関係で明らかにされる必要がある。

本来、破産手続や通常の民事再生手続において債権の確定が問題となるのは、(債権者間での配当(ないし弁済)の割合を明らかにすること)との関係においてである。そこでは、基本的に債権者自治による手続が行われ、争いのある債権についてのみ、裁判所が、最終的には判決の形で判断を下す。これに対して、本件で問題となった、小規模個人再生の場合の債権確定の機能は、あくまでも議決権を確定するのみのいわゆる手続内確定にあり、しかも議決の手続については、専ら再生債務者と議決権者の関係としてとらえられる。最高裁が、再生債務者の公平・誠実義務を梃子に議論を展開したのも、まさにこのよう

な手続内確定に即してのものであった。

したがって、本決定における「信義則に反する行為」とは、一般のそれではなく、再生手続内における手続的な信義則とみるべきである。すなわち、民事再生手続では再生計画の作成から認可、さらには履行の確保の段階において、実効的に裁判所のコントロールが働く形で手続が構築されている。小規模個人再生の手続にあつては、議決の手続は通常再生よりも簡易化されており、まさにそれゆえに裁判所による認可段階での審査・監督が、より重要になる。

(2) このような手続的な信義則に鑑みれば、再生債務者が、再生計画の可決に際して、例えば議決権を操作する関係で債権を増加することは論外であるし、そうした「疑念」の生じる場合には、積極的にその除去に努めることも求められる、といえよう。そして、このような疑念により生じるリスクについては、最終的には、再生債務者自身が負うべきである。そのような前提があるからこそ、裁判所が再生計画を認可するにあつては、そうした疑念がないかを職権で調査し（法八条、疑念のある場合には、再生債務者に説明を求めることが不可欠とされるのである）。

(3) 以上のこととの関連で、本決定では、審理の差戻しの判断を示した。もともと、この点につき批判的な見解もあるが、あくまでもXが実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして本件再生計画案を可決に至らし

めた「疑い」があり、したがって、本件再生計画の可決が信義則に反する行為に基づいてされた「疑い」が存するというのであるから、その点の解明は不可欠であり、なお審理が尽くされたとはいえない。原審決定のいうように原々審である再生裁判所に差し戻して審理を尽くさせるのは適切であるといふべきである。

3 本決定の射程

本決定の射程は、手続内において再生債権の実体的確定の図られる通常の再生手続にも及ぶか。すなわち、通常の再生手続につき、確定債権として決議に加えられた債権の存在を、再生計画の認否の段階で改めて問うことは可能であろうか。本決定は、この点については直接的には述べていない。しかし、再生計画の決議が再生債務者の公平・誠実義務との関連で信義則に反すると評価される場合には不認可事由となるとの基本構造は、両者全く共通である。

他方、個々の債権に対する弁済は、これとは別の手続である。後者の関係は届出債権者相互の関係であり、もっぱら調査・確定手続との関連で処理されるべきである。

【付記】本稿は、平成三〇―三三年度科学研究費補助金基盤研究(C)(研究代表者・河野憲一郎)「事業再生の多様化とその理論的基礎——法的最低要求は何か?——」(課題番号・

18K01341) による研究成果の一部である。

〔完〕

註

- (1) 本判決の解説・評釈として、山本和彦・金法二〇八五号(二〇一八年)六頁、藤本利一・リマークス五七号(二〇一八年)一三六頁、稲田正毅・新・判例解説Watc h(二〇一八年)No.46、服部敬・金法二〇九七号(二〇一八年)五二頁などがある。
- (2) 掲載誌の匿名解説参照。
- (3) 深山卓也ほか『一問一答民事再生法』(商事法務研究会、二〇〇〇年)一三五頁。
- (4) 兼子一監修『条解会社更生法(下)』(弘文堂、一九七六年)六二七頁。
- (5) 全国倒産処理弁護士ネットワーク編『注釈民事再生法(下)』(金融財政事情研究会、新版、二〇〇二年)一八二頁(田原睦夫執筆)、福永有利監修『詳解民事再生法』(民事法研究会、二〇〇六年)五三三頁(森恵一執筆)、山本和彦・岡正晶・長谷川宅司・小林信明編『Q&A民事再生法』(有斐閣、第二版、二〇〇六年)四一九頁(長島良成執筆)など。
- (6) 園尾隆司・小林秀之『条解民事再生法』(弘文堂、第三版、二〇一三年)九二二頁(三木浩一執筆)、伊藤眞
- 『破産法・民事再生法』(有斐閣、第三版、二〇一四年)一〇一五頁、三上威彦『判批』判評五九二号二二頁。
- (7) 園尾・小林・前掲注(6)九一五頁(三木執筆)。
- (8) 三上・前掲注(6)二二頁以下。
- (9) 服部敬『判批』民商一三九卷三号(二〇〇八年)三八八頁。
- (10) 山本和彦『判批』金法一八七六号(二〇〇九年)五一頁。同旨、木川裕一郎『判批』リマークス三八号(二〇〇九年)一三七頁、野村秀敏『判批』金判一二九九号(二〇〇九年)一四頁。
- (11) 小規模個人再生手続については、本件決定要旨を分析するに際して述べる。後記三1。
- (12) 園尾・小林・前掲注(6)一六六頁(河野正憲執筆)一九七頁以下
- (13) この関連において、平成二〇年最決が語られている。
- (14) これにつき、全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法(下)』(金融財政事情研究会、第二版、二〇一〇年)一八二頁(小原一人執筆)。「再生手続が終了しても計画の履行が完了しない限り、再生債務者として、債権者に対して、公平誠実義務を負い、再生計画に基づく分割弁済等を履行していく必要があると解される(法三八条二項)」という。
- (15) まさに本件においてXの指摘していたところである。民

集七一巻一〇号二六五六頁参照。

- (16) 河野憲一郎「破産債務者の法的地位と破産債権確定手続」
商学討究六一巻二二三号(二〇一二年) 二二一頁。なお、
同所で示したように、破産手続終了後に債権者から債務
者に対してなされる権利行使を準備するという機能も、
副次的にはあるが有する。

- (17) この点は、かつての和議手続とは大きく異なる点である。
同手続の問題点については、例えば、河野正憲「和議手
続の立法的課題」ジュリスト一一一一号(一九九七年)
七四頁以下。本文に述べたような現行法の手続構造は、
旧和議法において履行が確保されていなかった点の反省
に鑑みたものである。

- (18) 藤本・前掲注(1) 一三九頁は、原審が自判すべきだっ
たとするが、疑問である。

- (19) なお、中断した手続の受継の時期と適格も問題となりう
る。この点、園尾Ⅱ小林・前掲注(12) 二二二頁注2
(河野(正)執筆)参照。